

議案第 4 号

海老名市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について

海老名市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

公共の場所における防犯カメラの適正な設置及び運用に関し必要な事項を定めたい
ため

海老名市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における防犯カメラの適正な設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するとともに、市民等の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪予防を主たる目的又は副次的目的として公共の場所に継続的に設置される撮影装置であつて、公共の場を撮影し、撮影した画像を記録し、再生表示する機能を有するもの
- (2) 防犯カメラ設置者 公共の場所に防犯カメラを設置する主体
- (3) 公共の場所 市が設置し、不特定多数の人が往来し、若しくは出入りする道路、公園、広場及びその他の施設又は市長が指定する場所
- (4) 防犯カメラ管理責任者 防犯カメラ設置者と同一のもの又は防犯カメラ設置者から管理の委任を受けたもの
- (5) 画像データ 防犯カメラの映像記録装置によって記録されたもので、映像表示装置によって表示される動画又は静止画で、特定の個人が識別できるもの
- (6) 市民等 本市に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本市に滞在し、若しくは本市を通過する者

(市の責務)

第3条 市は、防犯カメラ設置者等に対し、防犯カメラの設置及び運用に関し、個人情報適切に取り扱われるよう、意識啓発等に努めなければならない。

(設置運用基準の届出等)

第4条 防犯カメラを設置しようとする者は、規則で定めるところにより、防犯カメ

ラの設置及び運用に関する基準（以下「防犯カメラ設置運用基準」という。）を定め、これを市長に届け出た上、その内容について協議しなければならない。当該防犯カメラ設置運用基準の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の協議において、当該防犯カメラ設置運用基準の内容が、この条例及び規則の規定に適合していないと認めるときは、前項による届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（防犯カメラ設置者の責務）

第5条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラを設置するに際しては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 防犯カメラの設置目的を明確にすること。
- （2） 防犯カメラの撮影対象区域を明確にし、かつ、必要最小限の範囲とすること。
- （3） 防犯カメラの撮影対象区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び防犯カメラ設置者の名称を表示すること。
- （4） 防犯カメラ管理責任者を置くこと。
- （5） 防犯カメラの管理及び運用の業務を外部に委託する場合は、受託者にこの条例に規定する事項を遵守させること。

（画像等の適正な管理）

第6条 防犯カメラ設置者、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラを取り扱う者（以下「防犯カメラ取扱者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 防犯カメラ設置運用基準を遵守し、防犯カメラの適正な管理及び運用を行うこと。
- （2） 画像及び画像データ（以下「画像等」という。）から知り得た市民等の情報を他に漏らさないこと。防犯カメラ設置者、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱者でなくなった後においても同様とする。
- （3） 画像データの複製、印刷、編集又は加工をしないこと。ただし、第5号、次項又は次条により利用し、若しくは提供し、又は開示する場合においては、こ

の限りでない。

- (4) 規則で定める保管期間を経過した画像データは、速やかに消去又は記録媒体の破砕により復元することができないようにすること。
- (5) 次に掲げる場合を除き、画像等を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないこと。
 - ア 画像等から識別される特定の個人の同意があるとき。
 - イ 法令又は条例に定めがあるとき。
 - ウ 市民等の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 画像データの表示又は保存をする場合において、電気通信回線に接続している電子計算機を使用するときは、画像データの漏えい、滅失等を防ぐための安全対策の措置を講ずること。
- (7) 第4号の規定による画像データの廃棄、第5号及び次項に規定する画像等の利用又は提供、次条に規定する画像データの開示並びに第8条に規定する苦情の処理の状況について記録しておくこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、画像等の漏えい、滅失又は毀損が生じないように必要な措置を講ずること。

- 2 前項第5号の規定にかかわらず、市が防犯カメラ設置者となる場合における画像等の利用又は提供については、海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号。以下「個人情報保護条例」という。）の定めるところによる。

（画像データの開示）

第7条 防犯カメラ管理責任者は、市民等から自己の画像データの開示を求められたときは、当該市民等に、必要と認められる範囲内で合理的な方法により、当該画像データを開示するよう配慮するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市が防犯カメラ設置者となる場合における画像データの開示については、個人情報保護条例の定めるところによる。

(苦情の処理)

第8条 防犯カメラ設置者又は防犯カメラ管理責任者は、その設置し、又は管理する防犯カメラの位置、管理及び運用に関する市民等からの苦情があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めるものとする。

2 市民等は、防犯カメラ設置者又は防犯カメラ管理責任者が前項の規定による苦情(第4条から第6条までの規定に違反するものに限る。)について適切な措置を講じなかったときは、市長に対し、不服を申し出ることができる。

3 市長は、市民等から前項の規定による申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めるものとする。

4 市長は、前項の申出の処理について必要があると認めるときは、個人情報保護条例第46条に規定する海老名市個人情報保護審査会(以下「個人情報保護審査会」という。)の意見を聴くことができる。

(勧告等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、防犯カメラ設置者又は防犯カメラ管理責任者に対し、その設置し、又は管理する防犯カメラの管理、運用等の状況について報告を求めることができるものとし、防犯カメラ設置者又は防犯カメラ管理責任者は、これに応じなければならない。

2 市長は、防犯カメラ設置者、防犯カメラ管理責任者又は第4条第1項の届出をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違反等に係る防犯カメラ設置者又は同項の届出をした者に対し、当該違反行為の中止その他違反等を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第4条第1項の規定による協議を行わないとき。

(2) 第4条第2項の規定による要請に応じないとき。

(3) 前項の規定による報告により、第4条から第6条までの規定に違反すると認めるとき。

(4) 前項の規定による報告を行わないとき。

(公表)

第 1 0 条 市長は、前条第 2 項に規定する勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、意見を述べる機会を与えた上で、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により事実を公表しようとするときは、あらかじめ個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第 1 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に防犯カメラを設置している者は、この条例の施行の日から 3 月以内に防犯カメラ設置運用基準を定め、これを市長に届け出なければならない。

3 前項の防犯カメラ設置者については、防犯カメラ設置運用基準の届出が行われるまでの間は、第 5 条から第10条までの規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日から 3 月を経過した後はこの限りでない。

(個人情報保護条例の一部改正)

4 個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「生年月日その他の記述」の次に「若しくは画像データ（映像記録装置によって記録されたものをいう。）」を加える。